第　　号

年　　月　　日

様

野田市福祉事務所長　　㊞

野田市助産施設入所承諾通知書

年　　月　　日付けで申込みのあった助産施設への入所については、野田市助産及び母子保護の実施に関する規則第３条第１項の規定により、次のとおり承諾しましたので通知します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 入所する者の氏名 | | 生年月日 | 年　月　日 |
| 入所する助産施設の名称及び所在地 | | | |
| 出産予定日 | 年　　月　　日 | | |
| 徴収金の月額及び納入方法 | | | |

備考

１　徴収金について変更のあった場合は、その旨通知します。

２　助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。

３　助産施設への入所が適当と認められなくなった場合には、助産の実施を解除します。

教示

１　この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。